

期間限定キャッシュバックキャンペーン申込書兼契約書

(卵子凍結費用補助制度)

第1条 (目的)

本契約は、医療法人社団メディカルパークみなとみらい（以下「甲」という）が独自に実施する卵子凍結費用に係るキャッシュバック制度（以下「本制度」という）について、申込者（以下「乙」という）が本制度を受けるにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (キャッシュバック内容)

1. 甲は、乙が当院で実施した自費による社会的理由に基づく卵子凍結（採卵・凍結、診察を含むが、初診料および初診時検査費用は除く）に対し、卵子凍結をした年度で**最大20万円（税込）**を上限としてキャッシュバックする。
※キャッシュバックの適用は乙一人につき一回限りとする。ただし、採卵を実施し、卵子を凍結できなかった場合は回数に含めないものとする。

2.

第3条 (申請資格)

乙は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、本制度を申請できる。

1. 社会的理由による卵子凍結を希望する女性であること。
 2. 採卵実施時点で満18歳以上、満39歳以下であること。
2025年7月1日～12月末に採卵を実施した患者様を対象とする。
 3. 医師によるカウンセリングおよび説明を受け、内容を十分に理解し、書面による同意を行っていること。
-

第4条 (申請および交付手続き)

1. 乙は、本申込書兼契約書に必要事項を記載し、必要書類と併せて提出することで申請とする。
 2. 甲は申請内容を審査し、交付の可否を決定する。
 3. キャッシュバックの交付は、2025年12月末時点でその年度でかかった自費診療分を計算し、翌年1月に乙への振込にて返金することとする。
-

第5条 (制度の変更・終了)

1. 本制度は、甲の独自判断により、事前の予告なく変更または終了する場合がある。
 2. 適用は、制度の実施期間内に所定の条件を満たし、申請が受理されたものに限る。
-

第6条 (虚偽申請等)

乙が虚偽の申請・報告・書類提出を行った場合、甲はキャッシュバックの交付を取り消し、すでに交付された金額の全額返還を請求できるものとする。

第7条（個人情報の取り扱い）

乙の個人情報は、本制度の審査・運営・事務処理等の目的に限定して利用され、甲が別途定める「プライバシーポリシー」に基づき適切に管理される。

【申込者記入欄】

申込日：令和 年 月 日

氏名：_____（署名または押印）

生年月日：_____年____月____日

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

返金お振込み先：金融機関名_____銀行

支店_____

口座番号 普通_____

口座名義人名前(漢字/フリガナ) _____/_____

【クリニック記入欄】

確認担当者：_____

申込受付日：令和 年 月 日

審査結果：☐ 承認 ☐ 否認

備考：_____

【備考】

- ・本制度は医療法その他関連法令に基づき、必要に応じて内容の見直しが行われます。
- ・HP から【期間限定キャッシュバックキャンペーン申込書兼契約書】を印刷して頂き診察時にご持参ください。
- ・卵子凍結を実施した 1 年経過後より、毎年更新手続きが必要となります。
更新手続きにつきましては、原則としてご本人様にご来院いただき、医師の診察を受けていただくことが必要でございます。また、費用は 1 年間につき 22,000 円 に加え、別途再診料を申し受けます。なお、所定の更新手続きが行われない場合には、凍結卵子を廃棄させていただく可能性がございますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・凍結保存した卵子を用いて不妊治療を開始される場合、その後の治療（体外受精や胚移植などの一連の治療）は公的保険の対象外となり、自費診療となります。
- ・ご不明な点は、当院スタッフまでお気軽にお問い合わせください。